令和７年度　歳末たすけあい募金助成金事業　在宅助成要項

（目的）

第１条　「歳末たすけあい運動」の一環として、支援を必要とする人たちが、新たな年を迎える時期

に安心して暮らせるための歳末助成金や、入学などに際してのお祝い金を助成し、低所得者

世帯の生活支援に資することを目的とする。

（助成対象）

第２条　別紙１の令和７年度「歳末たすけあい募金」助成対象表に該当する世帯とする。

（助成内容）

第３条　助成額は、歳末助成金10,000円/世帯を上限、入進学等祝金10,000円/人とし、その年度の

募金額と申請件数により決定する。

２　入進学等祝金は対象世帯の中で、翌年度に小学校入学、中学校入学、中学校卒業する児童、

生徒がいる世帯に対し助成する。

（交付時期）

第４条　歳末助成金は令和７年１２月中旬から下旬、入進学等祝金は令和８年４月中旬から下旬とする。

（受付期間）

第５条　受付期間は、令和７年９月18日(木)から11月14日(金)までとする。

（申請方法）

第６条　対象世帯からの申請方式とする。「歳末たすけあい募金助成金申請書」（様式第１号）と別

紙１の中から必要な提出書類を添付し焼津市社会福祉協議会（以　下「本会」という。）の

本所、又は大井川支所へ提出する。

２　本会の本所または大井川支所へ提出は、郵送でも可とする。

３　担当民生委員児童委員へ提出し申請を依頼することもできる。民生委員児童委員は、本会の本所または大井川支所に申請書を提出する。

４　申請書は、本会事務局、本会ホームページ、民生委員児童委員、地域福祉課、介護保険課、子育て支援課、保育・幼稚園課、市民課、地域交流センターで取得できる。

５　提出された申請書類等は返却しない。

（助成の決定）

第７条　事務局内で内容を審査し決定する。

（助成金の交付）

第８条　交付は受領書に押印の上、担当民生委員児童委員から申請者への手渡しとする。

（助成の取消）

第９条　助成決定後、虚偽の記載が判明した場合は助成の決定を取り消すとともに、すでに交付されている場合には、助成金を返還させるものとする。

（その他）

第10条　この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は会長が定めるものとする。

［別紙１］

令和７年度「歳末たすけあい募金」助成対象表

対象世帯は「対象区分１」をすべて満たし、かつ「対象区分２」のいずれかに該当する世帯

**○対象区分１**

|  |  |
| --- | --- |
| 内　　容 | 提　出　書　類（いずれか１つ、全申請者必ず提出） |
| ※以下の項目にすべて該当することア 現在焼津市の住民基本台帳に登録されている世帯イ 12月中旬から下旬に対象者が入所・入院の予定はないウ 生活保護を受けていない世帯エ 世帯全員の住民税（市・県民税）が非課税である世帯オ 担当民生委員児童委員への情報提供など、今後継続的に関わりを持つことが可能な方 | 令和７年度の書類で・住民税課税証明書[児童・生徒（大学生まで）を除く、世帯全員分]・介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書(写)　※・介護保険料納入通知書(写)　※・納入通知書兼特別徴収開始通知書（写）※　※保険料率段階区分が第１、２、３段階であること |

**○対象区分２**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 対象世帯 | 内　　　　容 | 提出書類（区分B,Cは不要） |
| Ａ | ひとり親世帯 | 中学生までの子どもを養育し、子の祖父母と同居していない世帯 | 児童扶養手当証書(写)又は、母子家庭等医療費助成受給者証(写) |
| Ｂ | 高齢者世帯 | 世帯全員が満６５歳以上の世帯又は、これらに中学生までの者が加わった世帯 | － |
| Ｃ | ひとり暮らし高齢者世帯 | 満６５歳以上のひとり暮らしの高齢者世帯 | － |
| Ｄ | 要支援者・要介護者世帯 | 介護保険の要支援者１、２・要介護者１～５の認定者がいる世帯 | 介護保険被保険者証(写) |
| Ｅ | 障害児・者世帯 | 障害児・者のいる世帯で、以下の手帳を取得している者がいる世帯・身体障害者手帳　１、２級　　・療育手帳　Ａ、Ｂ・精神障害者保健福祉手帳　１、２級 | 身体障害者手帳(写）療育手帳(写）精神障害者保健福祉手帳(写） |
| Ｆ | 上記「対象区分２」の「Ａ～Ｅ」に該当しない世帯であるが、「対象区分１」をすべて満たし、民生委員児童委員が支援を要すると認める世帯 | 民生委員児童委員の意見書※申請書「民生委員児童委員 使用欄」に世帯状況を記入 |

**〇入進学等祝金は、対象世帯の中で令和８年３月または４月に小学校入学、中学校入学、中学校卒業する児童・生徒がいる世帯に対し助成。**